

特記仕様書

別添 1

第1条 適用

本特記仕様書は、下記委託業務に適用する。

業務名 : (急) 荒神山地区 調査設計業務

業務箇所 : 神戸市東灘区住吉台

履行期限 : 令和8年2月28日

第2条 総則

本業務は本特記仕様書の他、「土木設計業務等委託必携」(兵庫県土木部)、「土木技術管理規程集(急傾編)」(兵庫県土木部)によるものとする。

- 1) 本業務は、準拠する図書を明確にしたうえで、兵庫県が提示する計画要旨に基づき、最高の技術を発揮し、経済性、施工性、環境適合性等の諸要素により、最適工法の選定が行えるものを、的確かつ丁寧に調査・設計を行うものとする。
- 2) 本特記仕様書及び設計図書に明記なき事項、並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

第3条 業務目的

本業務は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止施設の設計を行うものである。

第4条 業務内容

【予備設計】

① 現地踏査

現地踏査にて、周辺状況の把握や施工条件等を確認する。

受託者は、設計業務の実施にあたり地表踏査を行い、地形、地質、湧水、植生、微地形表土層、崩壊土層の分布・厚さ、斜面の改変、防災工事の有無、気象、用排水等の設計に必要な現地の状況を把握し、地表踏査平面図を作成すること。

② 比較形式選定

現地踏査及び地質調査の結果に基づき、当箇所の現地条件に適合する工法案について、3案程度を選定し比較検討を行うこと。

工法案の選定に当たっては、本図書に示している対策工の構造に係わらず、対象となる斜面の地形、地質等から崩壊の形態を想定し、安定性、耐久性、施工性、経済性、周囲の環境との調和を十分に考慮して、適切な工法案を選定しなければならない。なお、施工計画、仮設備など現場の施工方法に留意して仮設計画を検討すること。

また、各工法案について概略設計計算を基に概略設計図を作成し、概算工事費等、適切な項目を比較検討した上で最適な工法を提案すること。

③ 比較一覧表作成

選定した工法案の内、最適な工法を決定するための比較一覧表を作成する。

採用工法に関しては、調査職員との協議に加えて県庁砂防課の助言を受けた上で決定するため、簡潔かつ的確にとりまとめた協議資料を作成すること。

【詳細設計】

① 設計計画

業務の内容・趣旨目的を把握したうえで、業務計画書を作成して発注者に提出する。

② 設計条件の確認

設計の実施に先立ち、必要な条件を整理すること。なお、設計条件については発注者と協議したうえで決定するものとする。

③ 設計計算

予備設計で決定した工法について安定計算等を実施し、構造形式を確定する。

また、当初は計算断面を1断面とするが、増減は変更対象とする。

④ 設計図

設計計算により決定した工法に基づき、工事に必要な図面を作成する。

位置図、計画平面図、標準横断面図、各横断面図、構造図、展開図、仮設計画図、附帯工事詳細図等を作成する。また、取合いの擁壁、水路（流量計算等）等についても本業務の中で詳細設計を行うものとする。設計、積算に当たり、必要な進入路計画、施工方法、仮設計画等の施工計画を作成すること。

設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD製図基準（案）」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

⑤ 数量計算

設計図をもとに、設計・積算上必要な数量を算出する。

調査職員の指示する方法により、数量計算書及び材料表を工種別、工区別にとりまとめるものとする。

⑥ 照査

各段階において、照査要領に基づき実施する。

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、その結果を照査報告書として管理技術者に提出するものとする。

- ・設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて
- ・設計条件、現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順
- ・詳細設計に必要な設計詳細条件の設計方針・設計手法の妥当性
- ・全ての成果品の正確性、適切性及び整合性

⑦ 報告書作成

業務をとりまとめて、報告書を作成する。

【打合せ協議について】

本業務の打合せは、初回、中間3回、最終の計5回行うものとし、基本的に初回と最終は管理技術者が立ち会うものとする。また、ボーリング箇所選定時及び対策工法の決定時には、県庁においても協議を行う。

なお、疑義が生じた場合や調査職員が要求した場合には、その都度速やかに打合せするものとする。重要な事項についての指示、承認または協議した内容を打合せ記録簿に記載し、調査職員、受注者の両者が確認のうえ、各々1部以上保管するものとする。

また、打合せの方法は、原則、「初回、最終打合せは対面」とし、「中間打合せは、TV会議等リモートシステムによる打合せを積極的に活用」するものとする。なお、打合せにかかる人工数や旅費交通費の取扱いは、以下のとおりとする。

①打合せにかかる人工数は、対面、TV会議等の別にかかわらず、同じ人工数とする。

②旅費交通費については、対面、TV会議等の別にかかわらず、業務全体（直接人件費合計（地質調査の場合は直接調査費合計））に対する率計上とする。

※受注者がTV会議等リモートシステムによる打合せを行うにあたって発生する諸経費（機器費、通信費等）は、受注者が負担するものとする。

【TV会議等リモートシステムによる打合せにあたっての留意事項】

(1) 打合せ時間

TV会議等リモートシステムによる打合せの実施日及び実施時間は、原則として発注者所定の開庁日及び開庁時間とする。

(2) セキュリティ対策

1) 受注者は、接続環境及び設備等のセキュリティの確保に努めるとともに、本業務を行うエリアへの部外者の侵入、コンピュータウイルスの感染等による被害防止に努めるものとする。

2) 受注者は、情報漏洩等事故が発生した場合には、すみやかに発注者に報告しなければならない。

【地質調査】

① 事前調査

資料調査は既存資料の収集整理により、対象とする斜面及び周辺の概要を把握し、現地踏査の際の基礎資料を得ることを目的とする。これらの資料は、単に収集するだけでなく、資料により得られる情報を十分に整理、把握して、次の踏査の際、重点的に調査すべき要点をまとめておくこと。

収集する資料は基本的には下記のとおりであるが、その他本業務で必要なものは併せて収集するものとする。

●過去の災害記録

●斜面周辺の自然、社会環境に関する資料

法指定状況、植生、生息動物、土地利用計画、開発状況、文化財、人家戸数、人家配列、世帯数、公共建物、公共施設の位置・数・大きさ、斜面下端と人家との距離、その間の防災構造物の位置・種類、道路・通路・水路等の配置・規模、斜面上の水路・構造物、その他の斜面周辺の人為的な改変箇所等の位置・年月・規模。

●気象記録

付近の雨量観測所の位置、過去の災害または崩壊発生時の連続雨量・日雨量・時間雨量、過去最大時間雨量・日最大雨量・最大連続雨量などの各年最大値、その他の気象資料（風、積雪、凍結）

●地震記録

- 地質図（市販の物）
- 地形図（市販の物）
- 空中写真
- 文献、工事記録、地質、土地調査報告

本業務を実施するにあたり、現地踏査結果を踏まえ、必要な調査計画を立案し、調査職員と協議すること。なお、本業務内訳書に計上されていない項目については、必要と判断された場合は追加調査を行うものとし、追加調査については、設計変更対象とする。

② 現地作業前の準備

現地立ち入り及び伐採に当たり、事前に調査職員と連絡をとり、土地所有者、住民等関係者の了解を得て実施するものとする。事前に受託者が「作業のお知らせ」を作成、調査職員に提出し、現地に入る作業員においては発注機関名・業務名・写真入りの名札を携行明示すること。

③ 地盤調査

地盤、土質調査の種類、位置については設計図書に示しているが、地表踏査の結果を踏まえて、斜面崩壊機構解析に最も有効な地盤調査及び土質調査の種類、位置について調査職員と協議した上で決定するものとする。なお、機材の搬出入（現場小運搬）の方法としてモノレール運搬を想定しているが、現地状況を確認した結果、本方法による運搬が困難な場合については調査職員と協議すること。

第5条 貸与する参考資料

- ・令和6年度「(急) 荒神山地区 地形測量業務」報告書（令和7年2月28日納品）
- また、調査職員から貸与した資料は、業務完了後に速やかに返却すること。

第6条 数量総括表の作成及び納品

本業務において、兵庫県が独自に作成した「設計書作成支援ツール」を用いて数量総括表を作成することを原則とし、作成した数量総括表データ（Excel マクロ付き拡張子「.xlsm」）を成果品として納品すること。

2 数量総括表作成に要するツールデータ等は、契約後に調査職員から提供する。なお、国土交通省土木工事標準積算基準書等については、必要に応じて受注者が手配すること。

3 作成したツールデータが、兵庫県使用の積算システムへ取り込める事を納品前に確認すること。（積算システムへの取り込みは調査職員が実施。）

4 受注後、発注者指示により、以下の業務を行う場合、別途費用を計上する。

<参考1>

【別途費用を計上する業務内容】

- ①基本情報の入力
- ②施工コードの積算条件の入力
- ③特殊施工単価の内訳作成

（施工コード及び内訳数量の入力）

但し、①のうち、年度、路線名等、工事名の入力、②の条件一覧のうち赤字表記（右図参照）となる積算条件の入力は、数量総括表に記載す

| 条件一覧 | 赤字表記 | 入力必須(通常業務の範囲) |
|--------------|------|---------------|
| (A) 土質 | ○ | ○ |
| (B) 施工方法 | ○ | ○ |
| (C) 押土の有無 | ○ | ○ |
| (D) 降音の有無 | ○ | ○ |
| (E) 施工数量 | ○ | ○ |
| (F) 火薬使用 | ○ | ○ |
| (G) 破砕片除去の有無 | ○ | ○ |
| (H) 連続押土の有無 | ○ | ○ |

※ツール（Excel）上で赤字表記されています。

べき内容で、通常業務の範疇であるため、別途計上しない。

※上記の他に「単価根拠表活用ツール」により、単価根拠表を作成する場合も、見積り徴収の上、別途費用を計上する。〈参考2〉

5 受注者は当該業務で得たデータを第3者に閲覧、複写、譲渡してはならない。(設計業務等共通仕様書第1130条)

第7条 電子納品・成果物の提出について

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

成果物は「要領」に基づいて作成した電子データをオンライン電子納品システムにより電子納品保管管理システムに登録する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として、成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の可否を決定する。

(地質調査結果の提出)

地質調査資料は、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」に基づいて提出するものとする。

(設計業務の内容)

設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD製図基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」に基づいて提出するものとする。

第8条 ウィークリースタンスについて

本工事・業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領(案)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第9条 写真台帳の提出

写真台帳は国土交通省が策定した「デジタル写真管理情報基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」に基づいて提出するものとする。

第10条 施設台帳の作成

1 業務計画書

受注者は、「施設台帳等作成の手引き」(兵庫県土木部)により、施設台帳等の種類・数量を整理した「施設台帳等作成チェックリスト」を作成し、業務計画書に添付して調査職員に提出するものとする。

2 成果品の提出

受注者は、「施設台帳等作成の手引き」(兵庫県土木部)により施設台帳等を作成し、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として発注者に提出するものとする。